平成２６年（フ）第２６８号
北海道久遠郡せたな町北檜山区北檜山378番地７
債務者　滝本　和江（旧姓小熊）
１　決定年月日時　平成26年９月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第３５６号
埼玉県越谷市東越谷６丁目110番地３　メゾンアムールＢ101
債務者　坂本　正文
１　決定年月日時　平成26年９月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第３５９号
埼玉県春日部市内牧3256番地２
債務者　郡司　　悟
１　決定年月日時　平成26年９月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第３３０３号
大阪市東淀川区下新庄６―10―５　２Ｆ西側、住民票上の住所高知県宿毛市中央６丁目２番13号　カーサヒロ302号
債務者　岡本　哲年
１　決定年月日時　平成26年９月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３４０７号
大阪市西区境川１丁目６番14号1703
債務者　松井　　勝
１　決定年月日時　平成26年９月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３４５３号
大阪市中央区高津２丁目６番４―1102号
債務者　原田　佳奈
１　決定年月日時　平成26年９月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３４６３号
大阪市西成区津守１丁目12番１―404号
債務者　富田　佳志
１　決定年月日時　平成26年９月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３４６６号
大阪府東大阪市新池島町３丁目１番４号パールアベニュー302号
債務者　中田　千晴
１　決定年月日時　平成26年９月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３４７０号
大阪市淀川区三津屋中２丁目４番18号ブロッサムⅡ110号、住民票上の住所大阪府豊中市庄本町１丁目９番14号
債務者　水口美和子
１　決定年月日時　平成26年９月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３６５１号
大阪府吹田市岸部中４丁目17番４号
債務者　平松　友子（旧姓前田）
１　決定年月日時　平成26年９月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３７１５号
大阪府豊中市春日町５丁目１番１―403号
債務者　山本　昌子
１　決定年月日時　平成26年９月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３７３１号
大阪市生野区林寺２丁目16番１―１Ａ号
債務者　浅川　裕美
１　決定年月日時　平成26年９月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３７９８号
大阪府豊中市蛍池西町１丁目22番21―302号
債務者　岡本　知仁
１　決定年月日時　平成26年９月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３８２５号
大阪府八尾市太田新町９丁目92番地の30、前住所大阪市中央区常盤町１丁目１番９号
債務者　車谷　結希
１　決定年月日時　平成26年９月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３８３０号
大阪府門真市大字三ツ島685番地の１　シャトー雅Ａ棟202号、前住所大阪府門真市大字三ツ島1248番地の15
債務者　西小路忠文
１　決定年月日時　平成26年９月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３８４４号
大阪府八尾市桂町６丁目14番地の10
債務者　中山　雅文
１　決定年月日時　平成26年９月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３８６４号
大阪市淀川区宮原１丁目16番44―1011号
債務者　鈴木　　登
１　決定年月日時　平成26年９月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部